



Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

英国 2016 年予算案: 日系企業グループへの影響

1 背景

2016年3月16日、英国財務大臣より政府の長期的目標に対する取組みの見直しとともに、本年度の予算案が発表された。歴史的な低失業率および主要先進国の中でも依然として高い成長率を背景に、政府は強気な方針を示すこともできたが、先行き不透明な世界経済の現状およびEUにおける英国の立場の不確定要素とのバランスも考慮した内容となっている。

今回の発表では、英国の将来の安定性および依然として「open for business」であることが強調された。

本ニュースレターでは、本予算案の中から、特に日系企業グループに対する影響が大きいと考えられる項目について解説する。各項目の詳細については、[英文のニュースレター](#)およびデロイト UK Budget 2016 サイトも参照のこと。
www.ukbudget.com (英語)

2 ビジネスタックスロードマップ

英国が依然として競争力のあるビジネス環境であることを再認識し、「Business Tax Roadmap」および関連する改正内容が公表された。これには、次に述べる改正のほか、政府のBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト各行動への対応が含まれている。

(1) 法人税率のさらなる引下げ

英国がG20中最も低い法人税率であることを確実にするため、2017年4月1日から法人税率を19%に引き下げることは据え置き、一方で2020年4月1日からは、18%に引き下げる予定であったものをさらに17%に引き下げる事が発表された。

本内容は本年度の財政法案に含まれる予定で、2016年7月に効力が生じる予定である。

17%の法人税率は、シンガポール並みの法人税率であり、英国における地位優位性をより一層高める一方、日系企業にとって英国で行われる事業内容によっては、タックスヘイブン対策税制の影響が懸念される。この場合は、潜在的なトリガー税率の引下げ、適用除外の見直し、インカムアプローチへの移行等、タックスヘイブン対策税制の今後の改正動向に注視することがより重要になったといえる。

(2) 支払利息損金算入制限

BEPSプロジェクトの行動4におおむね基づいた支払利息損金算入制限規定が2017年4月1日より導入されることが提案された。改正案では、固定比率ルール(Fixed ratio rule)においては、支払利息の損金算入がUK EBITDA (earnings before interest, taxes, depreciation and amortisation)の

30%までに制限されることになる。グループ比率ルール(Group ratio rule)においては、グループの純支払利息:EBITDA 比率を Fixed ratio の代替比率として使用することができる。英国における純支払利息の損金算入は、グループのグローバルにおける第三者に対する純支払利息額を超えることはできないとされている。詳細は今後明らかになる予定である。

デミニマス基準が導入され、200 万ポンド以下の純支払利息は適用除外となる。プライベートインフラプロジェクトに対するファイナンスに関する適用除外規定も導入される予定である。

利子の控除制限ルール(Worldwide debt cap rule)は上記規定の導入により廃止される。その他の租税回避防止規定は、租税裁定ルール(Tax arbitrage rule)を除き、存置される。

政府は本制度の詳細についてさらなるコンサルテーションが実施されると発表し、法案の公表は 2016 年 12 月以降、発効は 2017 年以降と予想される。

既存の Arm's length テストにおいては、借入英国法人の海外子会社の利益も考慮することができたが、新規定においては英国における EBITDA のみが基準となるという点で、今後の実務に大きな影響がある可能性がある。

(3) ハイブリッドミスマッチ

2015 年 12 月にハイブリッドミスマッチ規定のドラフトが政府より公表され、2017 年 1 月 1 日より適用される予定だが、今回の予算案では、その対象を恒久的施設(Permanent Establishment: 以下「PE」)が関連するハイブリッドミスマッチまで拡大することが発表された。

(4) 欠損金に係る改正

2017 年 4 月 1 日より、欠損金に関するルールが大幅に改正される。

まず、2017 年 4 月 1 日以後発生した欠損金より、既存の欠損金のカテゴリー分けが廃止される。これにより、繰越欠損金を将来年度のすべての種類の所得に対して使用することが可能となる。

次に、グループリリーフ制度が改正され、2017 年 4 月 1 日以後発生した繰越欠損金を他のグループ会社

に移転することが可能となる。なお、現状の制度においてはグループリリーフにより移転できるのは、当期において生じた欠損金のみとなっている。

最後に、2017 年 4 月 1 日より、500 万ポンドを超える所得に対して、繰越欠損金の使用が所得の 50%まで制限されることになる。最初の 500 万ポンドまでは 100%の控除が認められる。500 万ポンドの枠は、法人単位ではなくグループ単位で適用される。

上記の改正は石油ガス税制(Oil and gas fiscal regime)に対しては適用されない。

銀行については、既に繰越欠損金の使用は、当期所得の 50%までに制限されているが、2016 年 4 月 1 日よりこれが 25%となる。

(5) ロイヤルティーに対する源泉税

ロイヤルティーに対する源泉税について 3 点の改正が発表された。

1 点目は、源泉税の対象となるロイヤルティーの範囲が拡大され、すべての無形資産に係るものが含まれることになる。これにより、商標権やブランド名に対するロイヤルティーも源泉税の対象となる。

2 点目は、現行はロイヤルティーが英国源泉である場合のみ源泉税の対象となるが、英国源泉の定義が見直され、外国法人の英国 PE に関連する支払も含まれることになる。

3 点目は、新たな租税回避防止規定が導入され、関連者へのロイヤルティーの支払が、租税条約の趣旨を逸脱してその恩典を受けることが目的であるとみなされる場合、租税条約の恩典を与えられないこととなる。

1 点目および 2 点目は、財政法案が女王の裁可(Royal Assent)を受ける日(2016 年 7 月の予定)以後に行われる支払に対して適用され、3 点目は 2016 年 3 月 17 日以後に行われる支払に対して適用される。

日系企業は、英国に関連するロイヤルティーの支払を見直し、新規定の影響の有無を確認することが求められる。新たに源泉税の対象となるものについては、該当する租税条約による減免の対象になると考えられる。日英租税条約上、英国から日本へロイヤルティーの支払について源泉税を免税とすることが

可能だが、引き続き日本ヘグロスでの支払を行えるよう、新规定の内容、特に租税回避防止規定について検討が必要となる。

(6) Substantial Shareholdings Exemption の改正の可能性

Substantial Shareholding Exemption (英国法人による一定の株式譲渡益の非課税措置: 以下「SSE」)が見直される。

具体的な内容は発表されていないが、政府によるコンサルテーションが実施され、SSE が導入当初の目的を果たしているか、さらなる簡素化、一貫性および国際競争力の向上のための改正が必要かどうか議論される。

(7) 移転価格ガイドラインの改訂

法令上の「Transfer Pricing Guidelines」の定義が見直され、2015年10月にOECDより公表された新たなガイドラインがこれに含まれることになる。実務上、既に新ガイドラインに従って実務が行われており、本改正による実質的な影響は軽微と考えられる。

(8) ビジネスレイツ

ビジネスレイツに関して、中小法人は2017年4月1日から、それ以外の法人は2020年4月から、一定の軽減が行われる。

(9) 土地印紙税(Stamp Duty Land Tax)

2016年3月17日より、非居住用資産に対する土地印紙税の改正が行われ、固定税率課税から、累進税率課税に変更される。

3 業種別項目

特定業種に関連する改正項目は以下のとおり。

- 石油およびガス会社: 石油価格の下落に起因した市場状況を背景に、英国石油およびガス企業を支援する施策が発表された。これには、追加課税(Supplementary Charge)の20%から10%への引下げおよび石油収入税(Petroleum Revenue Tax)のゼロレートへの引下げが含まれ、新旧油田のバランス化を図る。本改正は2016年1月1日に遡及して適用される。さらに、探査への投資を促進する施策が導入される

- 保険会社: 保険料税(Insurance Premium Tax)の税率が9.5%から10%に引き上げられるが、本施策による増収は洪水防止策強化に利用されることが公約された

4 コンプライアンス

(1) 大企業の間納付制度: 施行延期

2015年の夏の予算案において、課税所得が2,000万ポンド(グループに属している場合、これをグループ法人数で除した金額)を超える法人に対する中間納付時期の前倒しが発表された。具体的には、これらの法人は各会計年度の3、6、9および12カ月目に中間納付を行う予定となっていた。

本改正は2017年1月1日より適用開始の予定だが、新納付スケジュールへの対応期間を考慮し、2019年4月1日以後開始会計年度から適用されることとなった。

(2) デジタル化

2015年秋の財政演説において、2020年4月より、電子申告に電子的記録保持に関する改正が行われると発表されたが、政府による納税環境の改善に関する検討の結果、2018年度より、電磁的記録保持を行い、これを定期的にHM Revenue & Customs(英国歳入税関庁: 以下「HMRC」)に報告する納税者は、選択により、pay-as-you-go方式により納税を行うことが可能となる。本選択により、企業には納税に関するキャッシュフローの柔軟性が与えられることになる。

(3) 大企業税務コンプライアンスの強化

2015年夏の予算案で発表された大企業税務コンプライアンス強化の施策に関する再確認が行われた。主な内容は以下のとおり。

- 企業の税務戦略をウェブサイトで開示する義務
- 頻繁にアグレッシブなタックスプランニングを行う企業への特別措置/HMRCによる協力的実務の拒否
- 税務リスクを管理し、適時、適正な金額の納税を確保するための「Co-operative Compliance」フレームワークの設置

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。